

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、十勝、釧路、根室、オホーツク（総合）振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム未満の小型魚の第5管理期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和元年6月10日

北海道知事

- 1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合
 - ・当該採捕の数量：0.0トン
 - ・当該採捕の割当量：0.0トン
- 2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期
未定

（考え方）

- ・当該（総合）振興局管内沖合海域においては、近年、くろまぐろ小型魚の採捕はないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ小型の来遊が見込まれる